

## 平成 26 年度 第 4 回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 26 年 10 月 15 日（水）

18 時 30 分～20 時 30 分

会 場：たかじょう庁舎 6 階会議室

欠席委員：家次委員，大谷委員，吉川委員，齊藤委員

（子育て給付課 森課長）

定刻となりましたので、ただ今から平成 26 年度第 4 回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。

本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私は、こども未来部子育て給付課長の森でございます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

さて、本日は本年度第 4 回目の会議となっております。第 3 回目の会議では、高知市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本方針や、教育保育および地域子ども・子育て支援事業における確保方策などについてご説明させていただき、協議を行っていただきました。

本日の会議では、高知市子ども未来プラン 2010 の実施状況、高知市子ども・子育て支援事業計画の各論などにつきましてご報告をさせていただき、ご議論いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は家次委員，大谷委員，吉川委員，齊藤委員がご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、事前にお送りさせていただいた資料と本日お配りさせていただいた資料のご確認をお願いいたします。資料一覧をご覧ください。

本日お手元にお配りさせていただきました資料は、会次第，委員名簿，座席表，以上でございます。

なお、議事（1）関連，資料 1－1 高知市子ども未来プラン 2010～すくすくとさっこ 21～施策の実施状況について。資料 1－2 高知市子ども未来プラン 2010～すくすくとさっこ 21～実施状況等確認表。議事（2）関連，資料 2－1 高知市子ども・子育て支援事業計画の各論について。資料 2－2 高知市子ども・子育て支援事業計画の各論（施策別）について。参考資料 支給認定，確認等の事務手続きについて。以上につきましては事前にお送りしております。お手持ちの資料に不足等がございましたら事務局までお知らせください。

また、内閣府発行の子ども・子育て支援新制度なるほどBOOKについて、9 月改訂版が届きましたので机の上に配布しております。ご確認をお願いします。

次に、議事に入ります前に会議の開催にあたりましてお願いがございます。本会議は情報公開対象となりますので議事録を作成いたします。ご発言の際はお名前をおっしゃっていただき、その後にご発言をお願いいたします。

それでは、議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長、よろしくお願いいたします。

## 高知市子ども未来プラン 2010 の実施状況について

(有田会長)

それでは、会次第に従いまして議事を進めてまいります。

まず、議事（1）高知市子ども未来プラン 2010 の実施状況につきまして事務局のほうからご報告をお願いいたします。

(子育て給付課 光内)

高知市子ども未来プラン 2010～すくすくとさっと 21 の実施状況についてご報告をさせていただきます。まずは事前にお送りさせていただきました資料 1－1 高知市子ども未来プラン 2010～すくすくとさっこ 21～施策の実施業況についての 26 ページ目をご覧ください。

高知市子ども未来プラン 2010～すくすくとさっこ 21 は、高知市における現行の子育て支援計画であり、次世代育成支援対策推進法を根拠として平成 22 年度から平成 26 年度までの計画期間の中で各施策の実施が行われております。

計画は、「みんなで支え育ちあう すくすく子育て いきいき子育て支援のまちづくり」を基本理念としたうえで、「子どもがすくすくと育つまち」「いきいきと子育てのできるまち」「子育て支援の輪がひろがるまち」を基本目標に、右に掲げている各施策を実施しております。

施策の内、点で囲まれた部分、例えばですが 1－4 食育の視点からみた健康づくりへの支援など 6 施策については、子ども未来プランにおいて重点的に取り組む施策、重点施策と位置付けております。

なお、続いての 28 ページ目以降からは資料編としまして子ども未来プランを作成した平成 21 年度時点における記載内容を重点施策の部分について抜粋してお付けしております。

その他、それぞれの施策の実績等、具体的な実施状況については、資料 1－2 高知市子ども未来プラン 2010～すくすくとさっこ 21～実施状況等確認表をご覧ください。

本日は時間が限られておりますので、重点施策の 6 つの項目につきまして実施状況等を担当課よりご報告させていただきます。

(母子保健課 福田係長)

1-1の資料の2ページ目、3ページ目をご覧ください。この資料に沿って報告させていただきます。平成25年度までは健康づくり課でこの事業を展開しておりましたが、26年度から新しい部が創設され、母子保健課として活動を行っております。では、報告します。

高知市では平成21年3月に策定した高知市食育推進計画のもとに食育を進めてきました。この計画の中では食を「えらぶ」、健康な心身を「はぐくむ」、食育の場を「つなぐ」の3つの視点から8つの目標を立てており、これらの視点から既存の事業を見つめなおし健康づくりを支援してきました。現行では健康づくりと体験活動をキーワードに食育の推進を展開しています。キーワードの1つ、健康づくりの柱として、特に朝ごはんを食べることを中心に啓発してきました。

食育の活動は、2ページの資料中ほどのように多方面にひろがっております。幼児健診ではパネルやチラシを使い、朝食摂取と生活リズムについての啓発を行ったり、受診者に対しては朝食摂取の習慣があるか確認をしたりしています。

また、食生活改善推進員、通称ヘルスマイトさんには、健康づくりに関する研修を行い、地域や学校で朝ご飯の大切さやバランスの良い食事のとり方等について、調理実習や紙芝居などを使った啓発など、ヘルスマイト活動が広がっております。

朝ごはんを食べることの大切さとしては色々な意味づけが考えられますが、食育という視点から考えると、生活リズムを整えるための大切な要素となります。健康的な生活習慣を身につけるために朝ごはんを必ず食べる習慣をつけること。そこから生活リズムが整い、健康な身体づくりが始まってまいります。

昨年度、食育の計画の評価と次期計画の基礎資料として、平成25年度高知市食育に関するアンケート調査を実施しました。「H25 食育に関するアンケート調査の結果」をご覧ください。朝ごはんについてはどの年代もその割合は上昇しており、特に中学生、20歳代で大きく上昇しています。しかしながら、全国で比較するとその割合はまだ低く、今後もさらに働きかけていくことが必要です。

続いて3ページをご覧ください。口の健康のために気をつけていることについて、他の年代と比べると、「歯や歯ぐきの観察をする」「フッ素入りの歯磨剤を使う」の項目の割合が高くなっています。これは、平成22年度より開始した、口から始める食育推進事業において実施しております。食べるための口を守るという啓発活動が生きているのではないかと考えられます。

2番目の表ですが、食に関することで実践していることについては、多くの項目で4割を超えており、子ども達の生活の中に食育が浸透してきていると考えております。

3番目です。今年度からは30年度までを計画期間とする第2次高知市食育推進計画が始まっています。1次計画の流れを引き継ぎ、「健康づくり」と「体験活動」を共食という

土台に立て、食というツールを使ってコミュニケーションをはかりながら一人一人の健康づくりを支援していきます。

子ども達が食の大切さについて考え、自身の健康づくりに取り組み、自己管理能力を身に付けていけるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

(子ども育成課 神崎係長)

私のほうからは、重点施策の障害児支援の推進について報告をさせていただきます。資料のほうはお手元の4ページからになりますので、よろしくお願ひいたします。本日は、発達障害児の早期発見、早期療育支援体制と就学前の支援が必要な児童の引継ぎ体制の二点について報告させていただきます。

まず一点目の発達障害児の早期発見・早期療育支援体制についてです。これまでの経過を図1-1から図1-3にお示ししております。

手元資料の5ページから6ページ上段をご覧ください。

図1-1は、子ども発達支援センター設置前の平成21年度の支援体制。図1-2は、子ども発達支援センターが設置された平成22年度の支援体制で、高知市子ども未来プラン後期行動計画の初年度にあたります。そして、図1-3は平成25年度の支援体制となります。それぞれ活動実績を入れた図となっておりますので、ご参考にしていただけたらと思います。

本日は、図1-3 平成25年度の支援体制についてご説明いたします。

まず、早期発見の最初の機会として重要な位置付けとなりますのは、子どもの発達の特徴がみられはじめる1歳6ヶ月健診です。行動観察や発達の確認により精神発達面で気になる子どもさんは受診者全体の2割程度で、スクリーニングの制度はこの2年間で安定してきております。

早期発見で大切なことは、健診後の保護者へのフォローを含めた、より専門的で具体的な支援です。保護者は子どもの発達の課題に対する指摘を受けることで驚きや不安、戸惑い、時には怒りの感情がおこりますので、私達は保護者の気持ちをしっかり受け止め、丁寧に関係機関と連携をとることが必要となります。ですから、1歳6ヶ月健診後は保護者のフォローを行いながら子ども発達支援センターや専門医療機関等と連携をとることにより、子どもさんの状態や保護者の状況に応じた専門的な支援が実施されるようになります。

一方、健診を受けていない子どもさんについては、保育所や幼稚園への就園により、保護者から子ども発達支援センターにご相談いただく件数が増えています。また、児童福祉法の一部改正により、平成24年度から障害福祉サービスの1つとして専門療育機関で保育所等訪問支援事業を実施することとなり、平成25年度には延べ173人の方が利用しております。

子ども発達支援センターでは、保育所等訪問事業の対象外の方への相談支援活動を行っ

ており、平成 25 年度は延べ 185 人の実績となっております。

保育所や幼稚園では、集団生活を送る中で気になる子どもさんについては、安全確保の視点で障害児加配保育士の必要性を検討し、あわせて、子どもの特性に合わせた関わりや環境の整え方等について協議をしております。平成 25 年度の加配配置のある児童数は 184 人となっております。

以上のように、この 5 年間で早期発見、早期療育の支援体制を仕組みとして整えてまいりました。

次に、報告の二点目にうつります。就学前の支援が必要な児童の引き継ぎ体制についてです。資料 6 ページの下段の図 2 をご覧ください。

まず、教育研究所の取り組みについてご説明します。教育研究所は主に就学前の児童を対象に就学相談を行い、児童の状態に応じた教育機関につながる支援を行っています。また、平成 20 年度には特別支援教育推進委員会を立ち上げ、平成 24 年度には就学先への移行を円滑にしていくために個別移行支援計画の様式を作成いたしました。個別移行支援計画は、対象児童の保護者の同意により作成することとしておりますが、平成 25 年度は就学相談対象児 138 人に対して 80 人の作成となっております。

一方、個別に申し送りが必要であり、専門療育機関、関係機関を交えての話し合いが必要と判断された児童については、学校の特別支援教育コーディネーターの先生が関係機関の調整を行い、個別移行支援会議を実施しております。

次に、保育所、幼稚園の取り組みについてです。保育所、幼稚園では就学相談に向けて教育研究所と連携をとり、個別移行支援計画の作成に協力しております。また、加配保育士がついているお子さんや園の活動の中で気になるお子さんについては、校区の学校との連絡会を持ち、情報共有を行っております。

なお、サポートファイルの所持率を一番下を書いておりますが、平成 25 年度の就学相談の時点で 41.6%と半数に満たない状況となっております。

最後に、まとめと今後の課題としまして、先ほどご報告をさせていただきましたが、発達障害児の早期発見、早期療育の流れを整えることができました。今後はこの流れを確実な体制へとしていくことが重要であり、そのためには関係課との連携体制等の具体的な方策を検討していくことが必要であると考えております。

また、障害児への切れ目ない一貫した支援を実現するためのツールとして示したサポートファイルの所持率、活用率を向上させることは支援体制の充実につながると考えております。今後、関係課と連携し各事業を実施していくことがさらに必要であると考えております。以上で報告を終わります。

(子ども育成課 田中補佐)

重点施策の地域ぐるみの子育て支援のまちづくり、子育て支援体制の充実について説明いたします。高知市には、資料の主な事業に記載しておりますように、地域子育て支援セ

ンター事業や親子絵本ふれあい事業をはじめとして様々な事業を行いながら子育て家庭の支援をはかっております。ここでは、幾つかの事業や取り組みについてご説明をさせていただきます。

まず、子育てに関する情報発信について説明いたします。高知市では子育て中の保護者の皆さんに対して、それぞれのニーズや目的別にわかりやすく整理した子育て応援情報誌として、「こうちし子育てガイドばむ」を配布しております。この子育てガイドばむは、従前ありました「子育て情報誌P a m u」, アルファベットのP a m uの内容を写真やイラストも活用してわかりやすいように改訂を行いまして、平成 25 年の4月から配布を行っております。

配布方法といたしましては、地域の窓口センター、ふれあいセンター、子育て支援センターなどで幅広く手に取ってもらえるようにしております。また、母子保健課のほうで実施しております「赤ちゃん誕生おめでとう訪問」の際にも配布をさせていただいております。

次のページをご覧ください。

次に、親子絵本ふれあい事業について説明いたします。親子絵本ふれあい事業は、親子のふれあいを深めるため絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに、親同士の交流や仲間づくりの場として実施している事業です。また、子育て支援として遊びの指導や子育て相談等もあわせて行っております。

対象としましては、生後6ヶ月から1歳2ヶ月のお子さんとその保護者としております。この対象月齢につきましては、平成23年度から、それまで10ヶ月から1歳6ヶ月までとしておりましたものを引き下げたものです。これは月齢が低い時から絵本を使って我が子とのふれあいを促進しより良い関係につなげていただきたいことや、グラフからもわかるように1歳までの参加の割合が多いことなどによるものです。

平成25年度は、ふれあいセンターや健康福祉センター等16ヶ所で延べ65回開催しております。638組の参加を得ております。絵本の読み聞かせの方法や読み聞かせに適した絵本の紹介なども行いながら、子育て中の保護者の孤立化の予防や育児不安の減少につなげていけるような事業として今後も取り組みたいと考えております。

続きまして、地域子育て支援センター事業ですけれども、地域子育て支援センターは、概要の右にもありますように、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤独感や不安感の増大に対処するため、地域の身近な場所で子育て支援を補う施設を目指して実施しております。

内容としましては、乳幼児の子育て中の保護者を対象として、親子の交流や育児相談、子育てに関する情報提供等を行っております。写真で、1つの例として保育園内に設置しておりますいるか広場における育児講座をご紹介します。よろしくお願いいたします。

これは、異物が喉に詰まった時の応急手当の方法等について必要な援助をするための講習を行った時の模様です。その他、歯科衛生についての講習など、子育てや子育て支援に

関する取り組みを各支援センターで行っております。

次のページをご覧ください。

次は、地域子育て支援センターの利用者の推移をグラフでお示しをしております。左側は市全体の利用者数、右側が施設別の利用者数の推移となっております。施設数は、平成24年度から10ヶ所での実施となっておりますけれども、25年度の実績は市全体では若干の減少となっております。

続きまして、ページの下の方には、地域における子育て支援として紹介しております地域子育て支援センターを★印で、地域で実施されております子育てサロンを◆形で所在を示させていただいております。

地域子育て支援センターについては、子ども未来プランにおける施設の目標数値であった市内10ヶ所について設置は達成されておりますけれども、これまでにご説明しましたように、地域の子育て支援の拠点として期待されている施設ですので、施設数が比較的少ない北部および東部地域にそれぞれ施設の整備を目指してまいります。

次のページをご覧ください。

病児・病後児保育事業について説明をさせていただきます。病児・病後児保育事業は、病中または病気の回復期にあつて集団保育は困難な期間、仕事の都合等によって家庭で保育できない保護者に代わって医療機関に併設された施設等での専用スペースで保育士と看護師が医師と連携をはかりながら一時的に保育を行う事業です。平成25年8月からもみのき病院が運営する施設が新たに開設されましたことで、利用者数は資料にありますように増加している状況にあります。

子ども未来プランにおける数値目標であった4施設は達成されておりますけれども、子ども・子育て支援事業計画では、6人定員規模の新たな実施施設を新設する必要があると考えております。

最後に、まとめと今後の課題についてですけれども、四点お示しをさせていただいております。地域子育て支援センターにつきましては、子育てに関する身近な相談や交流の場として期待される事業になるため、先ほども申し上げましたが、北部及び東部地域に新たな施設整備を目指してまいります。なお、整備の年度については、29年度に東部、31年度に北部地区を目指すこととしております。

子育てに関する情報発信につきましては、「ばむ」を含めて利用者にとってわかりやすく利用しやすいものになるように引き続き取り組んでまいります。

次に、親子絵本ふれあい事業につきましては、地域の中における子育て支援の視点から、育児不安の減少につなげていけるような講習など、参加者にとってより充実した事業になるように取り組んでまいりたいと思います。

最後になりますけれども、病児・病後児保育事業につきましては、供給体制の不足が見込めておりますので、6人定員規模の新たな実施施設の新設を目指してまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

(子ども家庭支援センター 中城副所長)

私のほうからは、重点施策の⑤，児童虐待の予防・啓発及び重点施策の⑥，要保護児童への早期対応の取り組み状況について説明させていただきます。座って失礼します。

資料の 14 ページから 15 ページに重点施策の取組状況をまとめさせていただいておりますが、まずは児童虐待の現状について簡単に説明をさせていただきたいと思います。

16 ページのほうを開けていただけますでしょうか。

まず、全国の児童相談所での児童虐待相談対応の件数ですけれども、下の折れ線グラフにありますように、平成 2 年に統計を取り始めて以降、毎年増加をしております。児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べましても、平成 25 年度は 6.3 倍に増加しているという状況でございます。

テレビや新聞などを見て児童虐待に関心をもつ人が多くなり相談や通告が増えたこと。それから、警察など関係機関との連携が進んだことなども相談対応件数の増加につながっているというふうに言われております。

次に、虐待による死亡児童数ですけれども、17 ページになります。

ここでは心中以外の虐待児について集計した数値をお示ししております。平成 15 年度から国の専門委員会での検証が行われておりますが、24 年度までの 10 年間で件数にして 509 件、546 人の児童が虐待により死亡しております。死亡数が最も多かった平成 19 年度の 78 人からは減少しておりますけれども、最近の 3 ヶ年を見ても、毎年 50 人以上の死亡事例が報告されるなど、なかなか虐待死に歯止めがかからない状況がございます。

年齢別の死亡児童数につきましては下の棒グラフにまとめてあります。各年度、棒グラフの下のほうから 0 歳，1 歳，2 歳，3 歳と積み上げたかたちになってはいますが、見ていただいたらわかりますように 0 歳児が最も数が多く、10 年間で 240 人、全体の 44% を占めています。また 0 歳から 3 歳の死亡児童数は 10 年間で 411 人になりまして、全体の 75% を占めており、低年齢の乳幼児が多いという結果になっています。虐待事例や養育が不適切な事例の中でも、特に低年齢の事例につきましては、最悪の事態も想定したうえでの対応が求められていることを示しています。

次に、第 1 次から第 10 次報告のデータの検証から、下に書いてありますように、いわゆる望まない妊娠や妊婦検診の未受診など妊娠期の問題が背景にある事例が多く確認をされております。専門委員会からは、妊娠中の支援や相談体制の充実が必要として、国や自治体に対策を求める提言がなされております。

続きまして、18 ページをお開けください。

ここでは、高知県の中央児童相談所、それから幡多児童相談所において受付をしました児童虐待の通告件数と認定対応件数の推移をグラフにまとめております。折れ線グラフは虐待通告件数を、それから棒グラフは認定対応件数を示しています。過去 5 年間を見ますと、虐待通告件数は多少の増減はありますが 300 件前後で高止まりの状況が見られます。

また、認定対応件数は、一旦減少傾向を示したものの再び増加に転じている状況です。

棒グラフの斜線部分がございますが、これは高知市の認定対応件数になります。平成25年度で見させていただきますと、高知県全体の認定対応件数が181件で、その内の104件が高知市分として児童相談所が認定した件数となっております。ここ数年は高知市のケースが全体の6割前後を占めるという結果となっております。

18ページの下段と、それから19ページに虐待種類別の件数と年齢別の件数をグラフにして載せておりますので、またこちらについてはご確認ください。

それでは、次、20ページのほうをお開けいただけますでしょうか。

ここでは、高知市子ども家庭支援センターにおいて受付をしました児童虐待の通告件数と認定対応件数の推移をグラフにまとめてあります。通告件数、認定件数とも増加傾向にあることが見てとれます。子ども家庭支援センターが虐待相談の窓口として市民や関係機関に周知されてきたことに加えまして、きょうだい児ケースの対応方法等が変更になったこと等により、その数が増えてきているものと推測をされます。

20ページの下段と21ページの上段には、同じように虐待種類別の件数と年齢別の件数をグラフにしておりますので、またこちらもご確認くださいと思います。

21ページの下段になりますけれども、こちらが、高知市の要保護児童対策地域協議会において管理しておりますケース数の推移をグラフにまとめたものです。年々管理ケース数が増加していることがおわかりいただけると思います。管理ケース数に関しましては、要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、定期的の実態把握や情報共有を行うとともに、主担当機関の確認や支援方針の見直しなどを行っているところでございます。

次の22ページに高知市要保護児童対策地域協議会の構成をイメージ図にしてまとめてありますので、またご確認くださいと思います。本日は説明のほうは割愛させていただきます。

それでは、14ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。

まず、重点施策に掲げております児童虐待の予防・啓発の取り組みについて説明をさせていただきます。1つ目の◆印のところですが、医療機関と連携した妊娠期からの関わりについてですが、児童虐待の現状で説明しましたように、虐待による死亡事例において、0歳児の死亡が非常に多い状況にあることなどから、虐待リスクの疑われるケースなどについては、妊娠期から医療・保健・福祉等が連携しながら適切な支援を行っていくことが重要と考えております。

本市では早期から支援が必要な妊婦に関する情報交換の手段として、継続看護連絡票を活用して医療機関と連携した支援体制の確立をはかっております。また、安心・安全な出産のため妊婦検診の受診勧奨や保健師による訪問指導等も行っております。

次に、2つ目の◆印になりますが、子育て支援事業の普及推進についてですが、虐待の要因となり得る保護者の育児不安や孤立感などを軽減するとともに、保護者の育児力を高めるために、赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業、それから養育支援訪問事業などの子育て

支援事業を高知市のほうでは実施しております。本市で実施しています子育て支援事業の実績と詳細につきましては、事前送付資料1-2で確認をいただいていると思いますので、ここでは説明を割愛させていただきます。

3つ目の◆印、虐待防止意識の啓発についてですが、そこに書いてありますように、子ども家庭支援センター主催の児童虐待予防講演会の開催、それから、児童虐待をなくすことを呼びかける市民運動になりますが、オレンジリボンキャンペーン、こちらへの参加。それから、広報誌「あかるいまち」による児童虐待防止推進月間や里親月間などの広報・啓発などを行っているところでございます。

また、学校や保育園等、関係機関の職場研修に講師として子ども家庭支援センターの職員を派遣したり、それから児童虐待対応の手引きの関係機関への配布等を通じて、虐待対応の周知徹底を図ってまいりました。

次に、もう1つの重点施策に掲げてあります要保護児童への早期対応の取り組みについて説明させていただきます。

子どもの安全の福祉を守るために児童虐待の相談対応窓口となる子ども家庭支援センターの体制強化をこれまで図ってまいりました。平成25年度の市役所の機構改革に伴いまして、子ども家庭支援センターがこども未来部の中に課として位置付けがされております。

人員体制につきましても年々充実が図られておりまして、その14ページの下のほうにあります一覧表をご覧くださいただけたらと思いますが、担当職員が増員をされておりまして、それから係長や管理職の専任化なども進められてきておるところです。

また、平成25年度には要保護児童等のデータの適正管理を目的としまして、児童相談システムというものも導入をしておるところです。

次に、15ページにまいりまして、職員の資質の向上についてですけれども、平成23年度から25年度まで3ヶ年にわたりまして児童相談所との人事交流を行っております。中央児童相談所から係長級の職員を高知市のほうに派遣してもらい、部課職員等への適切な助言指導を受けるとともに、高知市職員を児童相談所の虐待対応チームに派遣をしまして、専門知識や技術の習得をはかってまいったところではございます。

また、新任職員につきましては、児童相談所において1週間の実地研修を行うこととしておりまして、具体的な虐待事例に対応する中で、ケース対応の視点や手法等について学び、スキルアップをはかってきたところではございます。本年度からは実地研修の期間を1週間から2週間に延長しまして研修のさらなる充実をはかっております。その他にも経験年数等に応じました専門研修に参加するなどして支援技術や実践力の向上に努めております。

次に、要保護児童対策地域協議会についてですが、この協議会は、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な支援をはかるため、福祉・医療・保健・教育等の関係機関が連携して対応していくことを目的に設置されており、子ども家庭支援センターが事務局として運営をしております。

要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、進行管理をしなくてはならないケー

ス数が年々増えておりますことから、会議の運営方法等についても改善を行いながら、ケースの実態把握や情報共有、支援方針の見直しなどを丁寧に行い、適切な進行管理に努めていくこととしております。

また、個別ケース会議を積極的に開催いたしまして、ケースの状況に即して関係機関がそれぞれの役割を明確にしなが、具体的な支援を行っております。こうした個別ケース会議の拡充によりまして、関係機関の相互理解や連携強化が進んでいっているというふうと考えております。

また、最後になりますが、児童相談所とはケース連絡会を毎月開催しております、この会議を通しまして関係機関でのケースの実態把握や情報共有に努めておるところです。

今後の課題としましては、そちらに三点ほどあげさせていただいておりますけれども、児童虐待の発生予防、早期発見、早期の適切な支援を行うための体制の整備・強化、こういったものが更に進んでいく必要があると思います。また、人員体制の充実と資質・専門性の向上もはかっていかなければならないと考えておるところです。

虐待の対応業務につきましては、今後とも人員体制の充実、それから高度な専門性の確保が求められておりますことから、業務の質・量に応じた適正な人事配置に努めるとともに、虐待に関する体系的で継続的な研修の確保が必要になると考えております。

3番目の◆印ですけれども、要保護児童対策地域協議会につきましても、個別のケース会議を活用しました、活かした関係機関の連携強化をはかりますとともに、各個々のケースの進行管理についても方法を改善しながら丁寧に行う必要があるというふうと考えております。私のほうからは以上です。

(子育て給付課 光内)

最後に、資料1-1の24ページをご覧ください。こちらの保育サービス等数値目標一覧表につきましては、子ども未来プラン2010の策定の際に、計画の策定時点である平成21年度の各事業の実績と平成26年度の各事業の目標量を設定しているものです。

今回、現在の状況として右端に平成25年度の実績をそれぞれ掲載しております。概ね数値目標については達成しておりますが、まず1つ目、夜間保育事業につきましては、入所定員が20名以上で概ね午前11時から午後10時までの11時間開所の認可事業でありまして、現時点ではこのような認可事業に対する要望を受けておらず事業実施に至っておりません。

もう1つ目は、保育所一時預かり事業につきましては、平成25年度の実施は8ヶ所となっておりますが、今年度平成26年度より一施設が事業を開始し9ヶ所での実施となっております。

以上をもちまして、議事(1)高知市子ども未来プラン施策の実施評価についてのご報告を終わります。

(有田会長)

はい、ありがとうございました。

非常に膨大な資料で広い範囲での説明がありましたが、質問、ご意見ありませんか。

1つ、よろしいでしょうか。発達障害のところで、この中に6ページで幼稚園・保育園というふうに、幼稚園でも保育所でも発達障害の子ども達に対する手厚い支援を考えていらっしゃるようですけども、具体的に幼稚園には何かあるのでしょうか。

(子ども育成課 神崎係長)

幼稚園での具体的な支援ということですか。

(有田会長)

ええ。例えば訪問支援とか加配というあたりなんかは、幼稚園は対象にはならないわけですか。

(子ども育成課 神崎係長)

いえ、なります。子ども発達支援センターが行っている相談支援はもちろん、幼稚園・保育園両方とも対象になりますし、あと、保育園等の訪問支援事業も幼稚園のほうに通っている子どもさんは対象となりますので。

(有田会長)

この「等」の中に幼稚園は入っている？

(子ども育成課 神崎係長)

そうです。入っております。

(有田会長)

加配保育士がついている、その下の、児童、活動の中で…というところがありますけども、この加配保育士等がついているというところについては、幼稚園でいうところの加配の教員もここに入っているのでしょうか。

(子ども育成課 神崎係長)

この中には幼稚園の加配の先生、加配にあたる方の数は入っておりませんので、これは保育園のほうの制度のものとなります。この6ページでいいます184人というのは、保育園の、保育所の加配保育士の人数となります。

(有田会長)

この小学校区と園との連絡会には、では、加配の先生がついている子どもについての支援というのは無いんですか？

(子ども育成課 神崎係長)

図2の保育所・幼稚園の小学校と校区の園との連絡会ということの質問でしょうか。

ここはちょっと、私は詳しく説明ができないので、研究所、よろしいでしょうか。お願いいたします。

(教育研究所 楠瀬班長)

幼稚園の子どもさんでも、就学相談を私共、うけたまわった子どもさんで、小学校のほうへ引き継いでもらいたいという保護者の承諾がある場合については、その引継ぎの連絡会をとっていくようにしております。

(有田会長)

この下の対象の中に加配保育士がついているというのがあるのは。

(教育研究所 楠瀬班長)

就学相談で保育園のほうへ巡回で相談にまわっておるお子さんは、加配のついているお子さんを対象としているんですけども、その他でも、加配のついていないお子さんでも保護者の方から相談がある場合は対応をしています。けど、保育幼稚園課と連携して保育園のほうへ就学相談としてまわらせていただいている分については、加配の保育士さんがついているお子さんを対象としているということです。

(有田会長)

では、幼稚園は無いんですか？

(教育研究所 楠瀬班長)

幼稚園のほうは、そんなにこちらからお伺いして就学相談というかたちをとっていませんけれども、保護者のほうから相談があった場合は対応しております。

(有田会長)

これから幼稚園も含んでくださるという方向は見えてくるんですか。幼稚園の加配の教員のついているお子さん、たくさんいます。高知市のお子さんの中にも、園にたくさん、どのように基本の関わりをしていけばいいんだろうかという、悩みだしている先生もいるんですけども、その先生も今、悩みを持っていく場所というのは高知市の場合は。

(教育研究所 楠瀬班長)

就学に関しては、障害があるということで特別な支援が必要ということでのご相談は私共がうけたまわっております。特別支援教育班のほうで対応しております。

(伊野部委員)

2点、おうかがいしたいんですが、1つは1歳6ヶ月児健診の件です。これは、発達障害児の早期発見に非常に有効だということでご説明があったんですが、やっぱり25年度でも13%くらいの方が未受診と。この未受診の原因というのは何か調査されたことがあるかということと、何でそんなことを言うかと理由を言いますと、私の勉強不足かもしれませんが、大体水曜日にやられるんじゃないかと、平日にやられるケースが多いんじゃないかと。ひょっと、平日は働いておるから行けないとか、そういうご事情があれば、そのへん考えていただけたらどうかという点が一点です。

それから、もう一点は地域子育て支援センターの件で、11ページを見ていただきますと、ぼけっとランドのほう、ずば抜けていますよね。この原因と、これがもうちょっと近所に3ヶ所くらい近くにあるのが平準化できないのか。あまりにも、全体の4割くらいがぼけっとランドで集中してしまっていて、ここにそういう余裕があればいいんですけど、ごく近所に3ヶ所あると思うので、そのへんどうまいことやれば、もうちょっと平準化できるんじゃないか、したほうがいいんじゃないかなという思いがあるんですが、その二点、ちょっとおうかがいしたいと思います。

(母子保健課 村上課長)

一点目の1歳6ヶ月児健診のことについてお答えをさせていただきます。1歳6ヶ月児健診というのは、現在は火曜日の午後と、それと、以前から受診率が低いというような問題がありまして、日曜日でも年間3回実施しております。それで徐々に受診者は増えてきたところなんですけど、まだまだ全国と比べましても少ない状況ですので、そのあたりは引き続きお母さん方に受けて欲しいということを保育園とか幼稚園とかを通して啓発したりとか、色々しているところです。

どうして受けないかという理由ですけど、調査を昨年しております。その時に、やっぱり、仕事が忙しくて行けないということですか、それとか、保育園とかで健診を受けているからいいとか、医療機関に行っているとか、そういうところの理由が多くなっておりますので、必要性というか、何故健診を受けなければならないか、保育園とか医療機関とは違うというあたりをもう少しお知らせをしていく必要があるかなとは考えております。

(子ども育成課 田中補佐)

地域子育て支援センターの件ですけれども、確かに、グラフを見ていただいてもわかるように、ぼけっとランドのほう非常にずば抜けている構成となっております。これは主

な理由としましては、こちらのぼけっとランドのほうが西部保健福祉センターの1階で開設しておる施設になっております。ですから、非常に施設の状況として充実しております。その関係で保護者の方々が利用しやすい環境にあるというのも1つの理由かなと思っています。

周辺の施設との平準化というお話ですけれども、周辺の地域子育て支援センターは、保育所園内の施設になっておりまして、どうしても施設の状況とかに違いがございますので、そういった部分で平準化というのはなかなか難しいと思いますけれども、それぞれにある運営というかたちをはかってまいりたいとは思っております。

(伊野部委員)

その理由はわかりました。私の考える1つは、駐車場スペースもあるということ、近くの車の置けないところより多少遠くても車の置けるところというふうなことも考えられるんじゃないかと思うので、今後、東部・北部にもひろげていくというご計画ですので、そのへんも十分、なかなか高知は地価が高いので難しいかもしれませんが、そういったこともやはり利用しやすい1つの要因だと思いますので、今後に役立てていただけたらと思います。

(中西委員)

地区の子育て支援のまちづくりというところでお話を聞いて、色んな施策をしていただいています、そこを利用している方、これはもう当然、健全育成のためには当然利用していただいているんだと思うんですが、そこも利用しない。それから、健診、赤ちゃん訪問ですかね。資料2-1の2ページのほうにあります赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業ですね。これも95.6%ということは、100人に6人の方は未訪問になっているわけですね。この人達の中に色んな虐待だとか色んな問題を持っているお子さんがいらっしゃる可能性が十分にあるんですね。それと104件の虐待発生というのは、よく似ている数が出ているんですが。

そこのところをやはり高知市として、一方で健全育成のための施策、これは当然ですね。もう1つ、そこへもかかってこない、そんなところをどういう施策をしていくのか。1つお聞きしたいと思います。

それと、もう1つが資料1-2の家庭訪問のところなんです。これ、保健師さんが行っているんだと思うんですが、この家庭訪問をされるのは、ちょっとシステムがわからないので間違っていたら訂正していただいたらいいんですが、多分どこかでスクリーニングをしておいて、リスクのあるところを保健師さんが行って、そうじゃない、リスクがないだろうと、大丈夫だろうというところを子育て支援訪問員さんが行くのではないかというように思うんですが、それは間違いないですかね。それはそんなシステムですかね。スクリーニングはしないんですかね。

(母子保健課 村上課長)

赤ちゃん誕生おめでとう訪問のことでご質問いただきました。家庭訪問につきましては、母子保健課の保健師と、それと、赤ちゃんの訪問につきましては子育て支援訪問員というかたちで訪問をしております。

保健師が訪問する場合は妊娠中から継続して支援をしている家庭ですとか、医療機関から継続監護とか色々なかたちで連絡いただいた方については保健師が訪問して、あとはスクリーニングというかたちはしていないですが、訪問員さんに行っていただくというかたちをとっております。

(中西委員)

ちょっと噂を聞いたもので。行けば結構リスクが高いと、高いケースが、おそらくあるということ、ちょっと他の市にはないんだけど高知市は高いんだというのをちょっと聞いたので、これは噂の範囲なので、今日、確めさせていただいたんですが、もし、スクリーニングやっていて保健師さんがやる分と訪問員がやるようになれば、スクリーニングのやり方がどうかという問題が出るんですが、なければ、それはそれでいいと思います。

それと、虐待の関係なんです、色々取り組みをさせていただいているんですが、虐待が起きた後と予防というのは、すごく大きなエネルギーの差があって、1の予防でできるものを、虐待を受けたら30かかると言われています。それから、1人虐待を受ければ800万公費がかかるということをおっしゃっています。それでいくと、104ですから8億6000万の金が、これは高知市が払っているのか、県が負担しているのか、国が負担しているのかわからないんですが、やはり今、104件の虐待に対しては8億何千万の金が公費として出て行っているわけですね。だから、その金を予防に使うべきではないかというのが私はすごく思います。

それともう1つ。非行児が、大体この数に近いくらい非行の子どもがいるんですね、高知市では。私の仕事している関係で言えば、非行児のまず100%は被虐待児なんですね。ということは、虐待を予防すれば非行児も減ってくるんじゃないかというふうですね、逆説で言えばそういうことが言えます。そういう意味では是非、虐待の予防というところには力を入れていただきたいと思います。

資料1-2の13ページのほうにですね、児童虐待予防推進事業ということで、26年度の現状と課題ということで書かれているんですが、この26年度の取組、現状・課題のところですね、現状・課題の中で、通告の受理等の現状が推測すると、児童虐待に関しては、市民に一定認知されてきている傾向にあるが、更なる周知の必要性を感じるということを書かれておるんですが、なかなかこの虐待というのは、あまり浸透しにくい内容なんですね。

逆を言えば、普通に無いんだよというのは普通に思っていることで、あれだけ社会福祉

関係をやっている人間ですけれども、虐待と言えば、色々呼ばれて行くんですが、え、そんなことがあるがかえ？というのが本当の現状なんですね。ですから、もう少し虐待予防というところの周知ですね、啓蒙啓発ですね。こちらのほうに是非シフトしていただきたいと思います。

その1つの方法に、先ほどの制度を利用しない人、それから施設なんかを利用しない人と言ったんですが、一番大きな原因の中に、地域で孤立している方というのがいるんですね。これが、孤立していると変な人と思われるんですが、安定収入の方に結構そういうの、子育てで孤立している人がいらっしやって、そこが結構やっているというのが十分傾向があるんですが、そういうことになると、やはり地域の中、企業の中、その中でどう支援していくのかという施策をどこかに取り入れてもらいたいと思います。

高知市なんかの大きいところはですね、網をうってもなかなかいきませんので、要保護児童対策協議会、これが今、中学校区でやられているんですが、今、8校を対象にやっています。できれば、これも全校を対象にやって、そして定着するというのを1つ目標にしてもらいたいと思います。

14校全校を実施していただいて、それが定着するというのを是非、この支援センターの仕事というんですかね、是非その視点でやっていただきたい。

それと、地域個別の事例については、支援センター、要保護児童協議会が中心になってやるとともに、保育園、幼稚園、ここが核になって地域にそういう人達を育てる施策をですね、これも是非お願いをしてですね、早急にやっていかないと、なかなか予防というのは、虐待というのは増えることはあっても減ることはないと思いますね。

104件という数字で見ますと104件かと思うんですが、私達の中では、これの8倍から10倍あるというのが常識なんですね。となりますと、104件ですので800~1000件ぐらい高知市内にそういう虐待に近い子ども、もしくは虐待されているけれど見過ごされている子ども、おると思うんですね。

今、高知の、14歳以下の子どもが44000人くらいですから、40人から50人に1人はいる。じゃあ、100人の定員の保育園だったら2人いてもおかしくないという数値になるんですね。ちょっとそのへんももう一度見直していただいて、是非、前向きの施策、これは当然やっていただいて、もう1つそこにこぼれてくる人達、ここがやはり色んな問題を起こしていますので、そこへどう手を付けていくのかという視点を是非どこかの中に入れていただくとうるさいと思います。

(有田会長)

ありがとうございました。

たくさんご意見あろうかと思いますが、時間に限りがございます。

本当に高知の子ども達がすくすく育ってきたのも、このプラン、今日見せていただいて、私自身もこういうのがあったのかとか、こういう現状があるのかということに気付くこと

がたくさんありましたけども、本当に高知市の市民の方がどれだけこの現状を把握して、今言われたような要望・施策をとろうとするならば、これを出て来た中で、それぞれの課で対応してもらったことがありましたけども、もっとお互いが組み合わせていけば、子どものことと、虐待の、赤ちゃんがいるところなんかとか、それから、お母さん達と交流のあったところなんかを色々組み合わせていくと、もっと新しい、それこそ予防的なものもできてくるのではないかと思いますので。

最後に付けてくださったように、本当に予防、もっと皆が前向きに考えていかれるような何か新しい、高知市ではここだけは皆で見えていこうとか、こういうことはできるんじゃないかということをもう少し、高知市ならではみたいなことも、新しいプランのこともあってもいいかなと思いますので、ここで言い切れなかったことは、こんなアイデアもあるんじゃないかとか、こういうことも考えて欲しいということは、是非、事務局のほうにお知らせいただいて、このことにつきましてはここで一旦終わりたいと思いますが、かまいませんでしょうか。

#### 高知市子ども・子育て支援事業計画の各論について

(有田会長)

続きまして、議事の(2)になります、高知市子ども・子育て支援事業計画の各論について事務局のほうからご報告お願いいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

議事(2)の事業計画の各論について今からご説明をさせていただきます。資料の2-1、資料の2-2をご用意いただけますでしょうか。

まず、資料2-1の1ページ、2ページを開いていただけますでしょうか。

7月1日と9月4日の子ども・子育て支援会議において事業計画の序論部分と本論の現状の部分、基本理念・基本方針についてご説明をさせていただきます。基本理念・基本方針の内容については2ページのほうに記載させていただいている内容のほうでご承認をいただいております。事業計画のほうは具体的な内容を検討していくにあたっては、この基本理念・基本方針をふまえて実際の内容を検討していくということになります。

次、3ページのほうを開いていただけますでしょうか。

3ページのほうには、先ほど申しました基本理念・基本方針のことで、この基本方針は3つございますけれども、それぞれ中心となる、これから考えていかなければならない視点というのを3つずつ主題とさせていただきます。

それもふまえて、この事業計画自体が子ども・子育て支援法に基づく事業計画でもございますので、基本指針に記載されている事項であるとか、議事1でご説明させていただ

いております子ども未来プランの 2010、これが今年度までの計画になっておりますので、この取り組み等をふまえて来年度以降の事業計画にどのような内容を盛り込んでいくかということを検討していった事業計画として策定していくということになっております。

今回提案させていただきます事業計画の各論については、3 ページの内容についてふまえた内容で、事務局においてたたき台として作成をさせていただいています。このところについて今日、ご審議をいただくということになります。

次、5 ページのほうを見ていただけますでしょうか。事業計画には各論、各施策というのを一応考えていくわけですが、それを体系付けたものというのを施策体系として5 ページのような内容を考えております。資料2-2のほうで各論の内容をそれぞれ今日ご説明させていただくんですけども、その内容を体系付けたものをこういったかたちで今のところ考えております。

あと、この中で子ども未来プランにもありましたように、重点施策というのが子ども未来プランにはありましたが、同じく来年度以降の事業計画についても重点施策というのを設定して重点的に取り組んでいくことを考えております。その重点施策をどの施策をそれにあてていくのかというような内容については、今回はちょっと時間もありませんので、次の支援会議で検討していきたいというふうに考えております。

この資料2-1の5 ページを見ていただきながら、資料2-2の表紙の裏側にですね、事業計画施策項目の関係図という図を付けております。

先ほどの議事(1)のほうでも、子ども未来プランの施策体系のほうはご覧いただいていると思いますけども、左側が子ども未来プラン2010の施策体系、施策の内容になっております。今回、子ども・子育て支援事業計画については、右側の施策の体系でやっていこうかというふうに考えております。基本的には、子ども未来プランで取り組んでいる内容を継続して充実させていくという視点で施策のほうは進めていくというかたちにはなるんですけども、子ども・子育て支援法の基本指針であるとか、そういったものをふまえて、若干、施策のほうを移動したり整理したりということ考えております。

それでは、各施策のご説明のほうに移らせていただきます。資料2-2の1 ページをご覧ください。

まず、子どもの誕生と健康への支援の充実の1つ目の施策として、健やかな子どもの誕生への支援というのを考えております。妊娠前から母体の健康管理の重要性を理解し、健康な生活習慣を身に付けるとともに、妊娠早期から医学的管理と保健指導を受けることが大切であるというふうに考えておりますので、今後の方向性といたしましては、医療機関との連携を強化し、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産のおそれがある妊婦への支援を行うとともに、若い女性についても健康への意識付けを行ってまいりたいという考えでおります。また、不妊に悩む人への支援については、今後、国の動向を見ながら不妊治療費助成事業を継続していただくということ考えております。

なお、関連する主な事業等の欄、一番右の欄になりますけれども、妊婦健康診査の前の

☆印をつけている部分については、先日来、議論を色々審議をさせていただいていますが、量の見込み、確保方を記載する必要のある地域子ども・子育て支援事業になることを表している印になります。以下の施策についても、この☆印が出た場合は、地域子ども・子育て支援事業の対象になっている事業というふうに思っただけだと思います。

次に2ページをご覧くださいませでしょうか。2ページは2つ目の施策、子どもの健康管理ですけれども、乳幼児期は基本的な生活リズムや食習慣が確立する時期であり、子どもの発達段階に応じた健康管理が重要になってきますので、今後の方向性としては、関係機関と連携しながら啓発や支援を継続していくということ。また、保護者が子どもの成長発達を喜び、健診や予防接種などを通して乳幼児期における適切な健康管理ができるように支援します。さらに、心身の成長発達に支援の必要がある子どもについては、保護者の不安を軽減し必要な情報を提供することで適切な支援ができるように取り組んでまいります。

次、3ページになりますが、3つ目の施策、思春期の健康づくりですけれども、思春期は、身体的・精神的発達が最もめざましく、心身に様々な変化が生じるとともに社会的な環境要因に左右されることの多い時期ですので、子ども達が基本的な生活習慣を身に付け実践できる力を養うとともに、大切にされてきた命であることを理解し、自分自身を大切にして自分の健康は自ら守るという意識を育てることが大切です。

そのために養護教諭への情報提供など関係機関と連携を深めながら継続して取り組んでまいります。

次に4ページをご覧ください。4ページは4つ目の施策、食育の視点から見た健康づくりへの支援ですけれども、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、それと、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりを支援していくことが子ども達の心身の健全な育成につながりますので、今後の方向性としては、平成26年3月に策定した第2次高知市食育推進計画を中心として、様々な取り組みを行うことにより食育の推進をしていきたいというふうに考えております。

また、口の健康管理を身に付けていくことは、自分の健康は自分で守るということにつながってまいりますので、噛むことの大切さを啓発し歯科保健を推進してまいります。

なお、右上の「旧1-4」というところに「◎」を付けておりますけれども、これは、議事(1)のほうでもご説明をさせていただいています重点施策、子ども未来プラン2010の重点施策である印ということで「◎」を付けさせていただいています。今後の5ページ以降に出てくる施策についても、先ほど説明させていただいた未来プランの重点施策については、同じ「◎」を付けております。

次に5ページをご覧ください。5ページは5つ目の施策として、小児救急医療体制の確保についてです。救急医療に携わる小児科医の負担増加などの現状というのがありますので、今後の方向性としては、高知県医師会等の関係団体とともに、休日及び平日夜間の体制の維持・確保に取り組むとともに、小児医療体制の検討、啓発などに積極的に協力しま

す。また、救急医療の適正受診のために救急時の対処方法に関する啓発を図ってまいります。

以上5つが、子どもの誕生と健康への支援の充実の各施策の内容となります。これらの施策については、平成25年度から29年度までを計画年度としている高知市健康づくり計画との整合性をはかった内容となっております。

続きまして、6ページ、7ページを開いていただけますでしょうか。2つ目の項目として、幼児期における教育・保育の充実という施策の中で、1つ目の施策、利用希望にそった教育・保育の提供ですが、ご存知のように来年4月から子ども・子育て支援新制度において、幼児期における教育・保育の量の拡充を図っていくということになっておりますので、この支援会議においてご審議いただいた教育・保育の量の見込みと確保方策など、子ども・子育て支援法に基づく基本指針において事業計画に記載が必要な内容を今後の方向性として記載しているということになっております。

まず、7ページのほうの今後の方向性のところなのですが、提供区域の設定については、本年2月18日の支援会議において承認いただいております高知市を東西南北の4区域に分ける区域設定とする設定の仕方というのをここに記載していきます。区域図のほうは、今回は省略をしております。

次、確保方策については、0歳から2歳までの低年齢児の保育ニーズへの対応を中心に、質の確保された教育・保育の受け皿を拡大し、平成29年度末までに待機児童を解消するとともに、各提供区域における量の見込みに対して提供体制を確保していきます。

次に適切な情報提供ということで、多様な保育ニーズに対応できるように、教育・保育の利用についての選択の幅を広げるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業に関する情報集約を行い、利用者の問い合わせや相談に応じ、必要な情報提供・助言をしていきます。特に産後の休業や育児休業後に利用する場合など、施設等を円滑に利用できるようにしてまいります。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。2つ目の施策として、より質の高い教育・保育の推進。こちらのほうですが、教育・保育施設が、幼児期の子どもの成長発達に果たしている役割というのは大変重要ですので、それぞれの施設において、幼稚園教育要領であるとか保育所保育指針、また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、それぞれに沿って、幼児期の教育・保育が行われるように取り組んでまいります。

また、家庭環境や保育を行ううえで配慮が必要とされる児童や家庭への支援に継続的に取り組むとともに、家庭環境や発育状況に配慮した、よりきめ細やかな保育の推進に努めてまいります。

また、新年度において創設される地域型保育事業については、家庭的保育事業者等は連携施設を密接に確保していくように条例で規定しておりますので、その条例に基づいた連携の姿勢の推進をはかってまいります。

また、幼保連携型認定こども園については、幼稚園教諭と保育士との合同研修を県と連

携しながら取り組みを推進してまいります。

さらに、一番最後のところになりますが、幼児期と学童期の子ども達の学びと育ちを豊かにつなぎ、学びの基礎力を育み、小1プロブレムを予防するためには、幼児教育と小学校教育にたずさわる教職員がそれぞれの役割を果たしつつ連携することが不可欠ですので、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との積極的な連携交流をはかります。

また、アプローチカリキュラムであるとかスタートカリキュラムの普及と質の向上に努めてまいります。

以上がより質の高い教育・保育の推進の今後の方向性の内容となります。

続きまして、10ページをご覧くださいませでしょうか。次の、子育てしやすい環境の整備の1つ目の施策として、地域ぐるみの子育て支援のまちづくり。こちらの施策となりますけれども、子育てに悩みや不安を抱え地域から孤立した子育て家庭が増えておりますので、子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りと地域での支え合い活動を推進してまいります。

また、地域子育て支援センターや地域の中で核となる民生委員児童委員、保育所、幼稚園、サークルやボランティア等が効果的な連携体制がとれるよう地域密着の視点で進めてまいります。

次に、2つ目の施策、子育て支援体制の充実です。11ページになります。子どもや子育て家庭のおかれている状況に応じた子育て支援を受けることができるように、切れ目なく安定的に提供できる体制というのが必要になりますので、今後の方向性としては、子育て支援の拠点整備については、東部・北部地域における地域子育て支援センターの設置を視野に入れた検討を行うとともに、情報提供機能や相談機能の充実に向けた取り組みを行います。

また、相談支援については、個別の支援や保護者同士の交流の場を設けるなど、重層的な支援体制の構築を目指してまいります。さらに、子育てに関する情報発信については、既存の刊行物について役割を整理するなど見直しを行うとともに、効果的かつ効率的な発信方法に取り組んでまいります。

次に12ページをご覧くださいませでしょうか。12ページは3つ目の施策として、多様な保育サービスの充実を掲げております。保育サービスについては、その多くが来年4月からの子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業に位置付けられております。保育ニーズの多様化に対応した実施体制等を確保していくことが必要になってまいりますので、今後の方向性としては、時間外保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業については、保育ニーズに対応した事業の実施を行ってまいります。

また、小学校の放課後児童クラブについては、今後も待機児童ゼロの取り組みを継続するとともに、対象年齢拡大による利用者の増加が見込まれるため、公設民営等のコストを抑えた運営方法の検討や民間事業者の事業参入などにより必要なクラブ数を確保していきたいと考えます。

次に、13 ページをご覧ください。次の施策として、男女共に仕事と育児が両立しやすい環境づくりを施策として掲げております。雇用や所得格差による結婚、出産、子育てへの影響であるとか、依然として厳しい女性の就労継続の問題、男性の家事、育児参加の時間が少ない状況というのが現状としてございますので、これらの状況が少しでも改善していくように取り組む必要があります。

今後の方向性としては、まず、若年者の経済的自立のための環境づくりとして雇用の場を確保するための地場産業進行や企業誘致の推進はもとより、就職支援活動を通して職業観の醸成や就職力の向上を展開します。

また、育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着を図るため、ワーク・ライフ・バランスの概念を国・県と連携して普及推進します。

さらに、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性などについて、企業等をはじめ社会への浸透を図ることにより、男女共に仕事と育児が両立しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に14 ページをご覧ください。5つ目の施策として、子育て家庭にやさしい生活環境の整備ですけれども、子ども達や子ども連れの保護者、そして妊産婦が生活していくにあたって、不安やストレスを感じる事のない安全・安心な子育てしやすい生活環境が確保されているということは、子ども達の健全な成長にもつながってまいりますので、人にやさしいまちづくりを推進し、子育て家庭や妊産婦にとって安全かつ快適に利用できるように、公共的施設のバリアフリーの普及・啓発に取り組んでまいります。

また、子ども達の身近な遊び場である公園を、安全に利用できるように整備に取り組めます。

さらに、子どもを交通事故から守るために、交通安全教育の推進であるとか、交通安全指導の啓発、通学路の安全点検等に取り組んでまいります。

次に、15 ページをご覧ください。子育てしやすい環境の整備の6つ目の施策として、地域の実情に応じた子育て支援等の研究・推進という施策になりますが、少子化等をもたらす人口構造の変化というのは、今後の社会保障の在り方や経済成長などに深刻な影響を及ぼすとの指摘がされております。

今回、事業計画の施策に関連する事業取り組みとして記載していくもの以外にも事業計画の施策の方向性に沿った新たな事業や取り組みについて、今後、また検討していき、研究し、積極的に実施をしてまいりたいと思っております。

また、国及び高知県の少子化問題に関する取り組みについて、本市の実情をふまえて連携をしていきます。

続きまして、16 ページをご覧ください。ここからは、専門的な知識及び技術を要する支援の充実ということで、まず、1つ目の施策として児童虐待の発生予防ですけれども、虐待の要因を抱える養育者を早期に把握し、適切な支援につなげ、できる限り子どもへの様々な影響を防いでいくということが重要になりますので、今後の方向性としては、妊娠・出

産・子育ての過程において把握した保健指導の必要な家庭について、母子保健活動を継続的に実施するとともに、妊娠・出産・子育ての不安や悩みに関する相談支援などの取り組みを重層的に実施することにより、子育て家庭全体の育児力を高め、育児の負担感や孤立感の軽減を図り、児童虐待の発生予防につなげてまいります。

また、児童虐待の早期発見・早期対応策として、虐待予防に関する正しい理解に向けた広報や啓発活動を継続実施するとともに、地域における虐待予防のネットワークづくりを進めます。

さらに、子育てに関する相談支援体制の整備を進めるとともに、保健・福祉サービス事業や医療機関との連携強化などを通して、要保護児童等の早期発見・早期対応に努めます。

次に 17 ページをご覧ください。17 ページは 2 つ目の施策として、要保護児童への早期対応という施策となりますが、要保護児童として把握したあとの対応が十分じゃないと、虐待の深刻化や再発などを招くこととなりますので、相談支援体制の整備と強化、関係機関との連携体制の強化、職員の資質や実践力の向上を図り、要保護児童等への適切な支援を実施してまいります。

また、要保護児童及びその保護者に対して、速やかに適切な支援を実施することにより、子どもの安全確保を図るとともに虐待の深刻化や再発の防止に努めてまいります。

次に、18 ページをご覧ください。3 つ目の施策として、障害児支援の充実ですけれども、こちらのほうは現在、平成 27 年度から 29 年度までの計画とする高知市障害者計画・障害福祉計画の策定作業が今、行われているところです。その内容と障害児の部分については、整合性をはかる必要がありますので、現時点で施策の具体的な内容についてはお示しすることができておりません。この部分については後日説明をさせていただきたいと思っております。

なお、障害児支援に関する内容の現状・課題については、先ほど重点施策のほうでもご報告させていただいているところですけれども、高知市の障害者計画等推進協議会のほうでの資料の中から現状・課題とされている内容というのをこちらのほうに箇条書きになりますが、掲げさせていただいておりますので、またご覧ください。

続きまして、19 ページになります。4 つ目の施策として、ひとり親家庭や様々な家庭への支援になりますが、ひとり親家庭では、子育てと生計の維持を 1 人で担うこととなりますので、就労面や経済面で困難な状況におかれている家庭が多く存在します。

今後の方向性としては、ひとり親家庭の自立に向けて、関係機関等と連携しながら支援内容及び相談機能の充実を図ります。

また、母子家庭に加えて父子家庭にも拡充してきたひとり親家庭に関する各種支援制度の周知を積極的に行い、制度を利用しやすい環境の整備を図ってまいります。

続きまして 20 ページをご覧ください。20 ページからは、子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備の施策として、1 つ目の施策、生きる力の育成に向けた教育ですが、次代の担い手である子ども達か個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができる

ように、学校の教育環境等の整備に努めることが必要ですので、ご覧いただいているように、学力の向上であるとか人権尊重の意識を高めるという活動の推進、不登校への対応等の取り組みをそれぞれ行ってまいります。

次に 21 ページをご覧ください。2つ目の施策として子どもの健全育成ですが、子ども達が規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身につけ豊かな人間性を育むよう、発達の段階等に応じた様々な体験活動の機会を充実させていくことが求められています。

今後の方向性としては、青少年の健全育成事業の展開であるとか、子どもと地域とがより密接となるような関係づくりというのに取り組んでまいりたいと思っております。

一番下の「・」になりますけれども、今、国が今年7月に策定した放課後子ども総合プランにおいては、共働き家庭等の小1の壁というのを打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるように、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の継続的な整備等を進めるというふうな放課後子ども総合プランというのがあります。

その総合プランにもとづいて平成 31 年度に達成されるべき目標量の設定というものの検討のほうが必要になってきております。ここの内容については、今後の方向性の量について再提案をさせていただく予定にしております。

最後に 22 ページをご覧ください。3つ目の施策として、家庭や地域の教育力の向上ですけれども、学校・家庭・地域がそれぞれの役割、責任を自覚し、連携・協力をし、地域社会全体で子どもを育てる観点から家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指すために親子の学習機会であるとか、地域住民や関係機関等の協力のもとに様々な体験活動やスポーツ文化活動の機会充実などに取り組んでまいります。

今後の方向性として、そういった体験活動、スポーツ文化活動の内容というのを掲げさせていただきます。

以上が、子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備の確保策ですが、この部分は、学校教育に関する部分については、現行案の高知市の教育振興基本計画という計画もございますので、そちらの内容との整合性もはかりながら進めてまいります。

大変、資料の内容が膨大で、はしりばしりになりましたけれども、各論のご説明は以上になります。本日は時間も限られておりますので、施策の今後の方向性の部分を中心にご意見を頂戴したいと考えております。

もしご意見が追加でということであれば、お手元に意見を記入していただく用紙のほうをかまえておりますので、またそれをふまえたかたちで次回の支援会議でも審議のほうをさせていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

(有田会長)

このことにつきまして、資料、昨日送られてきたところですが、せっかくですの

で、皆さんから一言ずつでもご意見を聞ければと思いますので、ご意見、あるいはご感想、井上委員さんのほうから順番に、申し訳ございませんが、皆さん、1、2分でお願いできたらと。

(井上委員)

気になるところは色々あるんですけども、ちょっと説明のところをお願いしたいです。14ページの子育てしやすい環境の整備のところの今後の方向性の案のところの、2番目の「・」のところは、子ども達の身近な遊び場である公園を安全に利用できるようにというところですが、この安全というのは、どういうところをとらえて安全と考えて、今後していこうとしているかというところ。

(子育て給付課 三吉係長)

右側の関連する主な事業等にも書かせていただいておりますけれども、公園施設というのは、大分老朽化というのが進んでいます。そういった部分について適切なメンテナンスといえますか、そういう整備というのをしていく必要があります。そういった意味で安全にという言葉になっております。

(有田会長)

まだきつとあると思いますけども、是非この意見のほうに書いていただきたいと思いません。

(伊野部委員)

まず、3ページ関連、朝食を食べずに登校する児童が多く存在しているということは、認識されているんでしたら、これ、自分が食べないのか、あるいは用意されていないのか、色んなケースがあると思いますけど、最終的には中学校の給食の必要性、ここまで今後の方向性に書くべきではないかなというのが一点。

それから、9ページ関連ですが、家庭環境が大変ということは認められております。それと、現在一部の保育園には、家庭支援推進保育士が配置されておりますが、これには特に色んな規制、規制といえますか、全園に私は配置すべきではないかということをごここにちょっと提案させていただいております。

それから、もう一点だけにしておきます。放課後児童クラブ、今後、本当にこれが一番急がれているんじゃないかと私自身思っているんですけど、この今後の方向性の中で「公設民営（委託）等コストを抑えた」と、自らがやったら高いような書き方をしていますけども、そうじゃなくて、これも市民の税金が入っているので、この公のほうも安くできるかそのへんを考えると、公で本当に委託しないとできないのか、全量を公でやれとは言いませんけど、そのほうの検討もですね、最初から民営化して委託したほうが安いよじゃなくて、

まず自分のところは何で民間と違うのかなということ、そういった観点から、もうちょっと考えていただきたい、今後の課題として。

(岡林委員)

2ページですけど、発達障害児のスクリーニングの件なんですけど、非常に年々増加しておるということですが、徐々には整備はされていると思うんですけど、決して十分ではない、特に情緒安定等についてはなかなか現状では、専門性等も含めてまだまだ課題があるというふうに考えています。ここに書いていますように、まずは保護者の不安なところをやはり、十分な対応を丁寧にやっていただきたいというのが一点ございます。

それから、サポートファイルも有効だと思いますので、是非よろしくお願ひします。特に、就学前では一定対応はされているようですが、なかなか学校に入ってしまうと、保護者が書かなければならないということで、私共の放課後デイ等の中でもあまり利用されていないところがございます。それが一点です。

それから、保育の質ということで、保育にあたる保育士さん、私は障害の関係なんですけど、労働条件があまりよくない、全国的に同じだと思うんですけど。やはり保育士の確保ということでは国のほうも力を入れておりますので、その部分についてどこかへ記載していただいたらなというふうに考えております。

それと、もう一点ですね。18ページです。これは障害系ですから、後でということだったんですが、ちょっとわかりにくかったところで、2つ目の「・」で障害児加配のところ「みんなが分かりやすい環境調整や伝え方の工夫など、クラス運営の中で、取り組める部分が多い」と。実際わかりにくいんですが、ちょっと環境調整とか伝え方の工夫とかいう、何か逆読みすれば、いわゆる障害児保育の加配の予算的なこともございますので、穿った見方をすれば、少しそのあたりが危惧されるところもありますので、ちょっとご説明いただいたらというふうに思います。

(有田会長)

その部分は、説明の部分は次回でよろしいですか。

(岡林委員)

かまいません。

(小野委員)

短くということなので、まず3ページの思春期の健康づくり。ここの部分で、非常にきれいな事だなというふうに、ごめんなさい、感じました。こんなふうには、なかなか今後の方向性(案)とかいうところ、書いてはいますが、このようにはなかなかいかないのが現状ではないかなと思います。

そここのところの関連といいますか、ずっと聞いていて、20 ページのところではじめ問題の対策推進事業ですか、こういうことが書かれています、結局、子どものコミュニケーション力不足というよりも親のコミュニケーション力不足というのが招いていることでもあり、非常にこの対応については、学校の先生方も非常に苦労されている部分ではないかなと思います。これが、3 ページの思春期の健康づくりですか、ここもちろんつながってくることでもあろうし、じゃあ、どこのところからきちんと、根っこをきちんとせんと、上へは育っていかないというところをもう少し深く考えたことを進めていっていただきたいなと思いました。

先ほど、公園のことも言われましたけれども、老朽化のメンテナンスというよりも、やはり児童公園なのかどうなのか、公園の質の問題ですよ。子どもが身近な公園と本当に思っている公園なのかどうかというところからお考えいただきたい。子どもが本当に遊んでいるかどうか、どんなふうな遊びをしているのか。そこからもう一度見直していただきたいというのが私の考えです。

今の子ども達が、非常に体力がなくなっているのは、外遊びが非常に少なくなっている。じゃあ、それはなぜかというところから、もちろんテレビゲームであるとか、そういう室内遊びが増えた。じゃあ、それはなぜか。安全でないから公園に行かないのかということではないところに、やはり問題があるのではないかなと私は思います。

(神家委員)

二点。どこのページということではないんですが、各施策のところでは施策関係課というのが一番下に書いてありますが、ここと連携をとって取り組んでいくわけですが、このあたりをもう少し具体的に示されていく必要があるのではないかなと思います。

それから、子育て期のいわゆる保護者になるわけですが、子育てをされている人をどのように、単なる啓発とか啓蒙ではなくて、何かやはり教育的な視点が必要なのではないかなという感じがいたします。それはどういった機会、どういったチャンスをつくりだしていくかというのが必要ではないかなと感じております。

(筒井委員)

10 ページ、地域ぐるみの子育て支援のまちづくりというところで、先般、気になるニュースを見たんですけど、NHKの朝のニュースで、保育園がすごくやかましいということ、都市部のほうでは新設の保育園がなかなか計画してもできないというふうな話を見まして、高知市でもこういう状況が起きているのかどうかわかりませんが、ただ、全国各地でそんな話があるのであれば、高知市でも大きい小さいかわかりませんが、そんな話があるのかもわからないなという中で、もちろん、ご近所への配慮というものはある程度は必要だと思いますし、思いやりというのでも要るのかもわかりませんが、やはり地域ぐるみで、子ども・子育てを支援していこうという大きな方向性があるので、是非そうい

った地域ぐるみでの子育てという考え方をもっともっと浸透していけば、逆にそういう近所の方も子育てに巻き込んでいけるようなことができれば、ある程度そういった問題も解決していくのかなというところで、そういった方向性も計画の中に必要なのかなというのをちょっと感じました。

(徳弘委員)

全体を見て感じたことなんですが、当然、方向性なのでこれは仕方のないことですが、関係機関と連携して進めます、対応します、向上を目指します。これが当然で仕方ないということは納得しながらも、もうちょっと何かないかなという気がしました。

それと 13 ページなんですけど、男女共に仕事と育児が両立しやすい環境づくりということで、ワーク・ライフ・バランスが出ております。確かに、育児休業をとりやすいように働く量を調整しながら、夫婦ともに子育てに関わって、非常に大事なことなんですが、そうするとやはり、今の企業のやり方からすると、どうしても収入は少なくなる。そうすると、また家庭がうまく機能しなくなる。夫婦仲が悪くなる、子どもにあたるという悪循環にもはまっていることでもありますし、そのところで、行政、国とか県とか行政がどれだけ力を発揮できるのか。やはりそういう力がないと、なかなか企業は利益を出すための企業なので、その兼ね合いが難しいかなと思いつつながらこれを見ました。頑張っていたきたいと思います。

(中西委員)

2つほど。1つは 10 ページ目なんですけど、地域ぐるみの子育て支援のまちづくり、これも大変必要なことで是非やっていただきたいと思いますが、ここだけでは大変無理があると思うので、今、言われたのが防災組織、それから防犯組織、これと一緒にやってやるということも1つあると思うんです。

防犯とか防災には、すごく地域で一生懸命されておる、その人達を巻き込んでこの支援の取り組みという。それから防災もですね、それについてはすごくプロフェッショナルな人が地域でいらっしゃる。その方も巻き込んで子育て支援ということをする。是非やっていただきたいと思います。

ちょっと最近、今月のはじめなんですけど、シニア世代の人達が何かしたいと。ということで、子育てに参加したいんだと。じゃあ、どうしたらええんかということで、ちょっと来てくれということで勉強に行ったんですけど、ちょっとそんなところをうまく活用して。40人くらい集まっておりますが、本当に馬力があるんですよ。すごく積極的な意見も出ますし、ああ、この年代を使うというのはいかにもいい話、かえって喜ばれるんですね。そんなちょっとアイデアを是非出していただきたいと思います。

それともう1つ。ちょっとくどいんですが、先ほど言わせていただいた、この分は本当に健全に育つための、子ども達のために是非やっていただきたい、評価したいと思うんで

すが、もう一方でやはり、そこに乗ってこない人達がやはりいるんですよ。それがやはり、100から200くらいはいると思うんです。

それも普通の状態の中で、例えば訪問活動で会えなかったからということですが、そのままおいてしまうと、これはやはり問題が起きると思うんです。と言って、今行っている担当の方に、頑張んなさい頑張んなさいと言っても、なかなかそこには行けない。

じゃあ、ちょっと健診を受けてない人、保育園にも来ていない、そういう訪問しても会えないという方ですね。こういうところは専門に部署というんですかね、喜んで行く人はいないと思うんですが、やはりちょっと頑張る人をですね、配置して、そこがひとつずつぶっついでいって、本当に前に向かって進んで行くあれが出てくるんじゃないかと思うんです。ちょっとそのへんに視点を入れていただいてやっていただくと本当に良い高知市ができるんじゃないかなと思うんです。

(新谷委員)

8ページ、9ページの、より質の高い教育・保育の推進というところで、やはり、質の良い教育ということでは先生方の研修等を是非お願いしたいのと、やはり、保護者の方がこの施設へ行けるのか。最近、テレビでも放送されていると思うんですけど、こども未来部ができましたというような感じの特番が組まれていたり、そういうものを全員が見られていないこともあります。あかるいまちとかにも出ていましたけど、やはり全員が見られていない。もっと宣伝をしていただいて、子育て世代の保護者の方にひろめていただきたいと思います。

(宮地委員)

お願いしたいのですが、私、長辺綴じにするんです。長いほうを綴じたいんです。そしたら、すごい面倒くさいんです。このあと書類として保管する時に、1回ずつすごいひっくり返さなきゃいけない。私、綴じてきました。見るたびにこっち行ったり、こっち行ったりしなきゃいけないので、できたら、裏側は逆になるように印刷をしていただけたら有難いなというお願いが一点です。

それから、この計画について、非常に重点的な項目をあげて方向性を示された上で事業がついているというかたちで、この方向性について、事業が果たしてそれを満たしているのかどうかという反省にそって、現状と課題というのはわかりますけど、果たして現状の課題というのが、前回の重点的な目標から照らし合わせた時に、その反省に立ってやっているのかどうかというところが、若干気になるなど。

それから、それで事業をやる時に、実は、これは5ページ目ですか、最初の各論について2-1のところ、例えば幼児期における教育保育の充実というところで、利用希望に沿った教育・保育の提供というところがあって、その分を進められていると思いますが、今まで幼稚園、保育所、認定こども園という部分がありましたが、その認定こども園がさ

らに細分化していくというところと、それから、私学助成による分と新制度による分というふうには、類型が幼稚園型であったり保育所型ということで、非常に選択肢が増えてきたということがあろうと思います。

保育所福祉行政の重要性が十分にわかりますし、今後、始まってくる幼稚園型認定こども園であったり幼稚園というあたりが、そのまま選べるかどうかという、国の利用者負担の部分を考えていっても、保育所のほうの2号、3号にあたる部分の利用者負担金額は10万円を超えているはずなんです。幼稚園の1号にあたるこの部分は月額25,700円というかたちになる。

そのへんのこと、この金額に高知市がどれだけ負担をするかによって、現状でも、今、保育所の福祉行政を非常に高知市は重点的に進められている部分があって、多分10万円くらいの国基準の分が32,000円であったりというかたちで行われていると思います。そういう、今度は金額が、月額金額という分が値段設定があって自由に選べないというふうなことがひとつないような、そういうふうな制度がある中で、やはり問題点があると思うんですね。

そのへん、例えば端的に言ってしまえば、今までの行政の中で30,000円を払っている保育所の2号子ども、3号子どもは57,000円というふうなかたちになっている中に給食代が入っている、それから8時間預かっている。今度の計画の中でも25,700円のほうは、教育標準時間4時間というふうには。そうすると、4時間プラス4時間の預かり保育プラス給食代が入った時、ここの比較をして初めて金額が整った中でのことになっていこうかと思います。そういうふうな問題のあるところを是非ともご検討をしていただきたいかなど。それによって初めて方向性を示した分が具体的な、使いやすい、実際に活用できるような方向になるんじゃないかと、事業になるんじゃないかというふうな思いがします。

それで細かい分では、今度、非常に見づらかったといった部分で、7ページとかですね、6ページのほうに、本市の幼稚園は云々ということで、幼稚園がありますよということが書かれておりますけど、7ページのほうにいたっては幼稚園の文字がひと文字もないというふうなことで、幼稚園は果たしてどうなっているのかなというふうなあたりと、それから、8ページ、9ページのあたりで、研修というふうなところ、それを是非進めていってもらいたいです。

9ページに、これは、下から2番目の幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援に関する内容ということがありまして、その下に、幼稚園教諭との合同研修については云々というのがあるんですが、保育士は、これは落としたんでしょうか、それとも保育士を中心に考えての幼稚園教諭との研修というふうなかたちになっているのか、このへんが若干わからないなというふうなこと。

研修の中に、保育所云々はと、認定こども園はありますが、幼稚園は出てこない。というふうなあたりは果たしてどういうふうな扱いになっていくのかなというふうな。これ

は、先ほど岡林さんのほうからも出ましたけど、保育士の給与問題、これは幼稚園も同じことだと思います。

というふうに、やはり、この幼児教育にたずさわる人達が働きやすい職場になっていくようなことを、これはここで言うべきことかどうかはわかりませんが、そういうふうに実際に働くサイド、事業サイドも、市であり、学校法人でありというふうなところが、社会福祉法人もそうですし、というところがやりやすいかたちの分には是非とも、何か形だけ出来てきているけれども、非常に使いづらいというのが国から流れてくる制度で非常に多くありましたので、是非ともそのへんが現場に即する、つまり子ども達が最大の利益であり、全ての子育て世帯を支援するということにつながっていくような具体的な計画にしていただければと。

(有田会長)

みなさん、ありがとうございました。

本当にたくさん意見が出てきました。私達のそれぞれの立場から意見が出てくるものだなと思うと、ああ、こんな意見があつたり、こんなこともあるんだなということ、是非事務局のほうで整理をしていただきまして、子ども達のより良い育ちが確保されるような施策のほうをよろしく願います。

#### 報告事項

##### 支給認定、確認等の事務手続について

(有田会長)

続きまして、報告事項として支給認定、確認等の事務手続のこと、よろしく願います。

(保育幼稚園課 宮地係長)

報告事項としまして、私のほうから、支給認定、確認等の事務手続について、参考資料というふうにして書いてある分で説明させていただきます。

まず、1ページのほうをご覧ください。

ここでは、新制度の支給認定及び認可・確認のスケジュールイメージを示しております。一番左側の項目の一番上、国の主な動きということで27年の4月から新制度施行に向けてということで、半年を切っております。それから、項目の上から2つ目、市条例・規則等というふうにありますけれども、9月議会のほうで、子ども・子育て支援法の施行条例など、ここに書かれてある条例が議決をされております。

次の2ページのほうですけれども、2ページのほうには子ども・子育て支援法の施行条

例のほうを載せさせてもらっています。前回の会議の報告事項でパブリックコメントの説明とともに条例の内容等を説明しましたので、今回は説明を割愛させていただきますが、就労時間に関する要件等を定めた条例となっております。

それでは、すみません。もう一度1ページのほうにお戻りください。

次、10月ですけれども、10月には広報のあかるいまちの10月号で新制度の特集を掲載しております。3ページ目のほうにA3の横長で、実際のあかるいまちの掲載内容を付けております。まず、少しこのあかるいまちの説明をさせてもらいますけれども、前段で、子ども・子育て支援新制度というのはどういった制度なのかということを説明。

それから、その次に高知市の子育て施策ということで、今年4月から子ども未来部を新設したということ。高知市の子育て施策の後半のほうですけれども、この会、先ほどの議事の内容でもありました子ども・子育て支援事業計画の検討も行っているというふうに掲載しております。

それから、施設の利用には支給認定が必要であるということを記載しております。ですので、支給認定と施設の利用の流れについて簡単ではありますが説明させていただきます。

新制度の導入に伴いまして、幼稚園・保育所等の施設の利用の方法が大きく変わることにはございません。ただ、それぞれの家庭の事情に合ったサービスを提供していくために3つの区分による支給認定をいただくこととなります。

左側、左上に新制度での支給認定のイメージを示しておりますので、そちらをご覧ください。

満3才以上の子どもがいる家庭については、まず、教育を希望する場合には1号認定ということで幼稚園、または認定子ども園を利用するようなかたちになります。幼稚園のほうは利用時間4～5時間というふうに書いてありますけれども、利用時間を超えての一時預かりも利用できることになっております。

それから、満3才以上の子どもがいる家庭で保育を必要とする場合には、2号認定ということで認定子ども園または保育所の利用というかたちになります。

それから、満3才未満の子どもがいる家庭につきましては、保育を必要とする場合、3号認定ということで、認定子ども園、保育所、地域型保育を利用することができます。何れも2号、3号については、利用時間8時間から11時間ということで、保育の必要量によりまして、保育標準時間（最大11時間利用）と保育短時間（最大8時間利用）に分けられます。ただし、家庭の事情によりまして利用時間を越えての延長保育も利用できるようになります。

それから、もう1回右側のページになりますけれども、現在、施設を利用されている場合には、在園の施設を通じての申請の手続きになります。それから、来年度からの入園を希望される場合には、入園の申し込みの際の申請をお願いすることになりまして、その下に施設の利用の流れ、新規の利用の場合を示しております。

幼稚園、認定子ども園での教育を希望する場合には、施設に直接利用を申し込みまして、

入園内定、それから、施設を通じて市に認定申請をしまして支給認定1号の認定を受けて入園という流れになります。

それから、保育所、認定こども園などで保育を希望される場合には、市に認定申請と利用申し込みをしまして、支給認定で2号、3号の認定を受けて入所選考、入所内定、入所という流れになります。

それでは、すみません。もう一度1ページのほうにお戻りください。

この支給認定につきましては、既に具体的な手続きにつきましては9月末から順次、幼稚園、認定こども園、保育所等への施設への説明を行いました。施設を通じた支給認定申請につきましては、11月末頃をめどに提出をお願いしております。そして、4月1日付けの支給認定、支給認定証の交付というふうになります。

それから、認可・確認についてですけれども、認可・確認につきましては、7月1日のこの子ども・子育て支援会議のほうで、認可の基準の条例、それから確認の条例の概要、事務の流れについて説明しましたので割愛させていただき、スケジュールの予定等についてお伝えします。

各施設に対しましては、認可・確認の説明は支給認定と同様に既に施設のほうには説明をしております。認可につきましては、保育幼稚園課での認可手続きの受付の手続きが出来次第、認可を希望している施設から認可申請をしてもらうように予定をしております。

なお、この認可は、この子ども・子育て支援会議と同じ委員さんで構成します児童福祉審議会で審議していただくことになっております。

また、確認の手続きですけれども、この子ども・子育て支援会議で審議いただくことになっております。いずれも4月1日付けの認可・確認ということになりますので、施設からの認可及び確認の申請のあとに、今年度中に委員の皆様には児童福祉審議会で認可の審議、また、子ども・子育て支援会議での確認の審議をしていただくことになりますので、よろしく申し上げます。以上で報告を終わります。

(有田会長)

ありがとうございました。

以上で全ての報告が終わりましたので、委員の皆様方、本当にお疲れ様でございました。それでは、事務局のほうにお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(子育て給付課 森課長)

委員の皆様、長時間わたりまして熱心なご審議、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして平成26年度第4回高知市子ども・子育て支援会議を終わります。

なお、次回の会議につきましては、11月下旬頃の開催を予定しております。詳細につきましては後日改めてご案内させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙

のところ、まことに恐縮ではございますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、有田会長はじめ委員の皆様、本日はありがとうございました。お気をつけてお帰り下さい。

▲▲▲ (終了) ▲▲▲